

---

研究ノート

---

## マルクスの株式会社論と社会主義

安井修二

### 1. 課題設定

われわれの市場社会主義論（拙著〔3〕参照）では、株式市場は資本主義と同様に機能する。株主（ファンド）は株式市場を通して経営者を監視し、それに融資を通して銀行の監視機能が加わることとなる。その限りでは資本主義と同じであるが、そこから先は資本主義とは異なる。即ち、市民全員にはクーポン券が配布され、市民はそれをファンドに預託する。どこのファンドに預けるかは市民の選択の自由であるが、クーポン券自体の売買は禁止されている。ファンドは自ら集めたクーポン券で株式を購入することができる。そうした形態を通して、社会主義的企業の効率性と社会主義的な平等性（平等性といっても、社会的剰余の分配についての平等性であるが）を両立させていくこととなる。

本稿は、以上のような位置づけをマルクスにさかのぼって考え直してみようというものである。マルクスは、株式会社に「資本所有の潜在的な廃止」という位置づけを与えている。「資本所有の廃止」であるが、あくまでも「潜在的」である。この意味内容の検討を通して、社会主義に株式会社制度を導入することの原理論的な意味を考えてみることにしよう。

### 2. 『資本論』第3巻第5篇第27章の位置づけ

われわれが取り上げるのは、『資本論』第3巻第5篇第27章である。周知のように、『資本論』第3巻のオリジナル原稿を調査し、マルクスのオリジナルとエンゲルスによ

る編集版との差を明確にしたのが、佐藤金三郎や大谷禎之助の仕事であった。大谷〔1〕の調査によると、まず、第5篇の「第28章から第32章までの部分は内容的に繋がりのあるもの」(26頁)とみることができる。それに対して、第25章の「種々の特殊な信用機関は、また銀行そのものの特殊な諸形態も、われわれの目的のためにはこれ以上詳しく考察する必要はない」(『資本論』(7) 大月書店 157頁 以下、『資本論』からの引用は大月文庫版の第7冊から行うこととする) という文章のあとから「エンゲルス版第26章の最後の行までの部分は、すべて本文への注ないし雑録にあたると思われる」(26頁)とする。そこで、「本文への注ないし雑録にあたる」ものを除いて考えると、本文は、第25章の上の引用文までと第27章から成り立っていることとなる。これらの考察から、「第25章の本文部分とこの第27章部分とが内容的に明確に区別されるものであることを考え合わせるならば、第5章「5」の総論ないし序論は、視角を異にする2つの部分、すなわち、その前半である第25章本文部分と、その後半である第27章部分とから成っているのだということができようであろう」(27頁)とする。そして、第25章本文部分が「信用制度という新たな対象についての表象を整理し、とりあえず信用制度とはどのようなものかを示すことである」のに対し、第27章は「そのような信用制度が資本主義的生産様式の発展のなかで果たす役割を述べている」(28頁)。この調査によって、第5篇の第25章から第27章までのマルクスの草稿の構成がだいたい理解できたといってよいだろう(拙著〔2〕も参照されたい)。そのことを前提として、第27章の内容をもう少し具体的にみてみよう。

第27章では、信用制度が資本主義的生産様式に果たす役割として、I. 利潤率均等化の媒介、II. 流通費の節約の二つを説明したあと、IIIで、株式会社の形成を説明している。ここでの説明は、信用制度が株式会社の形成にいかなる役割を果たすかという観点から与えられているから、形成された株式会社が、それまでの資本形態(それにマルクスは「個人資本」という表現を与えている)といかに異なるものか(マルクスは「社会資本」という表現を与えている)を明らかにした上で(ここまではプラスの評価のように見える)、それは信用制度が媒介するものであるから架空性をもったものであるにすぎないこと(これはマイナス評価である)を明らかにしようとしている。だからこそ、「生産規模の非常な拡張」といった株式会社形成の理由は最初に少し述べ

られているだけである。もしマルクスが株式会社論そのものをテーマにしていたら、株式会社形成の理由といった論点が中心になっていたかもしれない。逆に、社会主義と株式会社といった問題を考える場合に、こうしたマルクスの論述（上に述べたブラスの評価）が参考となるのではないだろうか。本稿で、『資本論』のこの箇所を取り上げる理由もそこにある。

ところで、大谷〔1〕によれば、第27章は「その内容はほぼマルクスの草稿と一致しており、第5篇のなかでも、エンゲルスによる加工が総体的に少ない部分に属している」（25頁）。したがって、ほぼ現行『資本論』を前提として、マルクスの株式会社論の検討を進めることができるだろう。

### 3. マルクスの株式会社論

マルクスの「Ⅲ. 株式会社の形成」の内容は、以下の3点に要約されよう。<sup>(1)</sup>

1. 株式会社は「私的所有としての資本の廃止」である。それ故、それは、社会資本（直接に結合した諸個人の資本）という新しい形態であり、個人資本に対立する。
2. とはいえ、株式会社が資本主義的生産様式のなかであらわれるため、資本主義的な現象（独占、国家の干渉、金融貴族の再生産、寄生虫の再生産、投機や詐欺の再生産等）を生み出すこととなる。このあたりの叙述は、信用制度がもつ架空性を強調する第25章の本文部分と重なってくることとなる。
3. かくして、株式会社は、結合された生産者たちの直接的社会的所有への必然的な通過点である。資本主義的生産様式のなかでは、そこに到達するものではないからこそ、最終的に、資本所有の廃止といってもあくまでも「潜在的」であるという規定が登場してくることとなる。

まず、上述の1の論点からみてみよう。マルクスが株式会社を社会資本という新しい形態であるという場合、＜資本機能が資本所有から分離されている＞ことがその中心的な論点となっている。いわゆる所有と経営の分離である。個人資本では、資本所

(1) この1・2・3はわれわれが整理したものである。『資本論』でもⅢには1・2・3という番号が付いている。われわれの方でその内容を整理した上で番号を付けたものであるから、『資本論』に付いている番号の内容とは当然一致しない。

有と資本機能は一体化していたが、株式会社では、それが分離されている。といっても、分離された資本機能は、資本主義的生産様式である以上は当然結合された生産者たちの機能に転化していない。だからこそ、結合された生産者たちの直接的社会的所有へ到達していないことになるが、それがマルクスが1の論点で扱う中心的な問題ではない。ここでは、分離された資本所有の位置づけこそが問題である。それが、株式会社の下では、個々別々のものではなく、結合されたという意味で社会資本に転化していると把握する。しかしながら、そこでは資本所有の意味も変化してきている。というのは、「資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化する」(221頁)からである。そもそも、所有とは法律的な関係ではなく、誰が生産に関する決定を把握しているのかという問題であったはずである。したがって、資本所有と資本機能が分離し、資本所有が配当を受け取るだけの関係に変化する(資本所有者が単なる貨幣資本家に転化する)とすれば、それは資本所有の廃止なのである。したがって、資本所有の廃止というのは、(配当等を受け取る権利は、依然として保有しているのであるから)資本所有がなくなったという意味ではなく、たぶん所有の本来の意味が喪失してしまっているという意味であろう。これが、1の論点でマルクスが主張したいことである。それを受けて、2の説明では、資本主義的生産様式の枠内での資本所有の変化は、ただ資本主義的なマイナス面を生み出すだけであると位置づけることとなっている。

マルクスは、3の論点では、到達すべきゴールを示しており、それは、結合された生産者たちの直接的社会的所有であり、そのためには、もう一方の資本機能の方が変化しなければならない。マルクスは、この章の後半部分で、労働者たち自身の協同組合工場に言及しており、「資本主義的株式企業も、協同組合工場と同じに、資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態とみなしてよいのであって、ただ、一方では対立が消極的に、他方では積極的に廃止されているだけである」(228頁)としている。おそらく、資本所有の変化(消極的側面)は資本機能の変化(積極的側面)とセットで考えられていたのであろう。

以上のマルクスの議論をいわゆる「否定の否定」といった論理で説明すれば、次のようになるだろう。個人資本の下では、資本所有と資本機能は一体化していた。株式会社の形成によって、そうした一体化が否定され、資本所有と資本機能は分離された。

それがもう一度否定されるとすれば、資本所有と資本機能は再び一体化することとなる。しかし、否定の否定は決して元の状態に戻ることを意味しない。資本機能は、結合された生産者たちの機能になっている。つまり、資本家の機能ではなく、働く者自身の機能に転化しているのである。そして、資本所有も（たとえば協同組合の出資形態のように）働く者自身の所有に転化しており、そこでは、株式会社のように資本所有と資本機能が分離された形態は当然止揚されていなければならない。しかし、同時に、個人資本的な所有形態は止揚されていなければならないから、そこでは、株式会社が到達した社会資本的な所有形態が貫徹することとなる。以上のような意味で、以前より高い次元で資本所有と資本機能は一体化しているのである。そして、そうであるとすれば、株式会社はより高い次元で再び一体化する（否定の否定が行われる）ための一通過点にすぎないこととなる、と。

#### 4. 株式会社における集中・収奪過程

ここでは、マルクスの想定を離れて、次のような問題提起を考えてみよう。即ち、資本機能の変化とは区別して、しかも、資本主義的生産様式の枠を外れたところで資本所有の変化を考えてみたらどうなるか、と。

マルクスの回答は決まっている。即ち、「成功も失敗も、ここではその結果は同時に諸資本の集中になり、したがってまだ最大の規模の収奪になる」(225頁)からである。この論述は、第27章のIVの部分で展開されているものであるが、先のIIIの部分の2の説明とも重なっており、信用制度の架空性を強調する第25章本文部分とも重なる視点となる。そして、このように考える限り、われわれのような問題提起は成立しない。だからこそ、マルクスは、真の社会的所有、即ち、結合された生産者たちが社会的所有の取得者となる形態以外は考えられなかったであろう。それは、たとえば協同組合が全員の出資により運営される形態である。そこでは、出資した権利は、引き上げることはできても、売買の対象とはならない。それ故、マルクスにとって株式制度が評価されるのは、私的所有が否定されて、新しい形態への移行の準備が形成されたところまでである。株式市場を前提として株式が売買されるような形態は集中や収奪が生まれるだけであると考えていたから、当然考察の対象には入ってこないのである。も

し資本機能が結合された生産者たちのものとなったとしても、その下で、株式市場が全面的に展開されたとすれば、上述のような集中・取奪過程が成立するようなことになったであろう。したがって、そうした形態は、マルクスにとって納得できるものではなかったであろう。

これに対して、われわれがローマーに依拠しつつ提起したクーポン経済は、マルクスの株式会社論の文脈のなかではどのように位置づけられるのであろうか。そこでは、ファンドによる株式の売買＝資本市場は前提されているが、株を購入できる権利であるクーポン券の売買は禁止されている。ファンドにクーポン券の集中が発生することがあろうが、それは独占禁止法等の処理によって対応されるべきものである。肝心のクーポン券の売買が禁止されている以上、マルクスが危惧した取奪過程を事前に防止するシステムになっている。ここでは、株式会社が資本主義的生産様式の枠から外れたところで展開されており、そうした株式会社の位置づけは、マルクスの射程を超えたところにあつたといつてよい。

##### 5. 株主は単なる貨幣資本家か

われわれは同時に、マルクスの株式会社論そのものに一つの疑問点をもっている。即ち、われわれは、マルクスが考えるように、株主が単なる貨幣資本家に転化するとは考えていないという点である。株主は、株式市場を通して経営者を監視するのであって、その限りでは資本機能と全く分離されたものではない。完全に分離されてしまうと、コーポレート・ガバナンスという問題も発生してくるのである。しかも、株式会社は（この点はマルクスが強調したように）社会資本であるから、個人的にはなく、社会的に（クーポン経済では市民すべてが）資本機能と関わることとなる。マルクスにとって資本機能と関わるということは（結合された生産者のような）直接的な関係としてしか考えられていないが、われわれは、市場機構を通じた間接的な関わりにも意味があると考え（拙著〔3〕第4章も参照されたい）。そのように考えれば、マルクスが株式会社会社を社会資本と規定したことが大きな意味をもってくることになるのではないだろうか。

## 6. 結 語

もし株式会社が資本主義的生産様式の枠から外れたところで展開されるなら（それがわれわれのクーポン経済である）、にもかかわらず、結合された生産者たちが資本機能を担うというマルクスの想定を採用しないとすれば、そこには、マルクスが予想しなかった新しい形態が展開されるということになるのではないか。そして、こうした文脈に置き換えれば、（社会資本と規定し、資本所有の潜在的廃止と規定した）マルクスの株式会社論を＜社会主義における株式会社制度の利用＞の根拠として使用することもできるのではないだろうか。<sup>(2)</sup>

マルクスとわれわれとの違いは、究極的には商品・貨幣関係についての理解の違いに帰着することとなるだろう。株式市場は、マルクスが指摘するように、弱肉強食の世界である。だから何らかの制限を用意しないと、集中・収奪が成立することとなる。しかし同時に、それは、親方赤旗を許さないで効率性を実現していくメカニズムを内包した制度である。マルクスは、（われわれが考えるような）商品・貨幣関係のプラス面を評価するようなことはほとんどなかった。われわれは、拙著〔2〕〔3〕では、マルクスになかったそうしたプラスの側面を主として論じてきた。ところが、このメカニズムは、他面では人間に物象化のような現象をもたらすこととなる。したがって、こうしたプラス・マイナスをすべて考慮して、商品・貨幣関係をもう一度捉え直す必要がある。そのためには、マルクスにとって商品・貨幣関係とは一体何であったのかを再検討することから始めなければならないだろう。それは、次稿の課題とすることとしたい。

---

(2) 脳死から心臓停止までの間というのは、現代医学が発見した新しい時であり、臓器移植等が可能となる時間である。クーポン経済というのも、マルクスの時代には考えられなかった、しかし、論理的には成立しうる新しい局面である。この新しい局面が、マルクスが考えたような「否定の否定」に到達するための一通過点かどうかはここでは結論を出さないこととする。それでも、マルクスが株式会社を一通過点であると消極的に規定したものと異なり、プラスに評価して利用できる一局面であるとわれわれは考えるものである。

引用文献

- [1] 大谷禎之助「『資本主義的生産における信用の役割』（『資本論』第3部第27章）の草稿について」『経済志林』52-3/4 1985.3
- [2] 安井修二『資本論』の競争論的再編』香川大学経済学会 1987.9
- [3] 安井修二『市場社会主義論』信山社 1998.1